

事 務 連 絡  
令 和 6 年 4 月 1 日

技能実習制度関係機関 各位

出入国在留管理庁在留管理支援部在留管理課長  
( 公 印 省 略 )

令和6年能登半島地震で被災した外国人に係る資格外活動許可期限等の取扱いについて

標記地震の影響で広域に渡って多大なる被害が発生しているところ、出入国在留管理庁において、令和6年6月30日までの間、同地震に起因して、一定の期間、本来活動に従事することが困難であり、当該期間経過後、所属機関での活動を再開することが見込まれる特定技能外国人及び技能実習生等に対し、資格外活動許可を付与する特例措置を行っているところです。

しかしながら、現時点においても、被災地域における復興作業の完了時期の見通しが立っているとは必ずしも言えないことから、本年4月1日以降における本件特例措置による資格外活動許可期限については、許可日から3月後又は在留期間の満了日のいずれか早く到来する日とすることとしました。

また、既に一度本件特例措置による資格外活動許可を受けている方であっても、当初予定していた期間内に事業所等の復旧作業が終わらなかったなど、今回の地震を理由としたやむを得ない事情により本来活動を再開することができなかった方については、再度、本件特例措置による資格外活動許可を付与することとしました。

本取扱いの内容や問合せ先（最寄りの地方出入国在留管理局）については、別添のリーフレットを用いるなどして、関係団体等に周知いただきますようお願いいたします。

添付物

案内用リーフレット